

社会資本整備総合交付金等を活用した 景観形成について

北海道景観行政団体等連携会議

平成24年8月28日

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課

整備計画に掲げる政策目標の達成（成果指標で事後評価）

住宅・社会資本の整備

基幹事業

- 道路 ○港湾
- 治水 ○下水道
- 海岸 ○都市公園
- 市街地再開発事業
- 都市再生整備計画事業
- 住宅 ○住環境整 等

関連社会資本整備事業

- 各種「社会資本整備事業」
（社会資本整備重点計画法）
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

- 計画の目標実現のため
基幹事業一体となって、基
幹事業の効果を一層高め
るために必要な事業・事務
（ソフト事業を含む）
- 全体事業費の2割を目途
（例）基幹事業が「道路」の場合
・コミュニティバス車両の購入
・アーケードモールの設置・撤去
・離島航路の船舶の改良（省エネ化等）
・観光案内情報板の整備
・社会実験（レンタサイクル、自転車乗り
捨てシステム…）
・計画検討（無電柱化、観光振興…）

都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)の概要

- 都市再生特別措置法第46条第1項の都市再生整備計画に基づく事業等(提案事業も含む)
- 平成22年度創設の**社会資本整備総合交付金の基幹事業**として位置づけ。
(既に国土交通大臣に提出された都市再生整備計画については、当該交付期間内は「**特定計画**」として、新たに社会資本総合整備計画を作成し提出することなく新交付金の交付が可能。)

社会資本総合整備計画(市街地整備分野)の作成

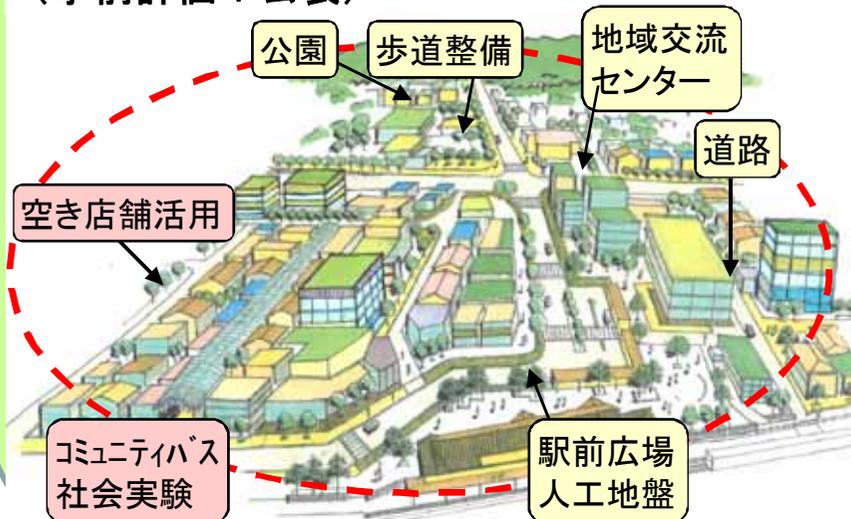
他の基幹事業を適宜組み合わせ、また必要に応じて一体的に実施する関連事業を組み合わせることにより、効果的なまちづくりを実施。

基幹事業

○都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)

基礎額となる国費は従来のまちづくり交付金の国費率計算と同様。(概ね4割)

市町村は**都市再生整備計画**作成、提出
(事前評価+公表)



道路、公園、河川、下水道、地域交流センター、高質空間形成施設、既存建造物活用事業等

(提案事業)
コミュニティバスの社会実験等のソフト事業等

都市公園等事業、市街地整備事業、都市水環境整備事業 等

関連事業

関連社会資本整備事業

効果促進事業

効果促進事業は、全体事業費の2割以内。

提案事業費と効果促進事業費の合計で全体事業費の2割以内。(効果促進事業を実施しない場合は、提案事業の割合は従来通り、2割を超えることも可能。)

まちづくり交付金で実現できる個性あふれるまちづくり

にぎわいと活力のあるまちづくり

目標例：中心市街地におけるにぎわい再生
指標例：地区への来街者数[人/年]、新店舗設立数[件]、
従業者数[人] 等

事業例

- モール化
(歩行者ネットワーク軸)の整備
- 多目的広場の整備
- にぎわい創出イベントの
支援 等



公共交通を活かしたまちづくり

目標例：交通網、交通結節点の整備改善による利便性
の向上
指標例：交通混雑度、乗換所要時間[分] 等

事業例

- 街路事業・道路事業
- 駅前広場・歩行者デッキ・
自由通路の整備
- パークアンドライド駐車場の
整備 等



安全・安心のまちづくり

目標例：地域の防災性・安全性の向上
指標例：耐震化率[%] 等

事業例

- 防災広場の整備
- 避難路の整備
- 防災マップ作成等の防災活動
の支援
- 防犯灯の整備 等



活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも 快適なまちづくりを応援します。

まちづくり交付金では、市町村が目標や指標について自由に設定し、
目標達成のために各種事業を実施することができます。

〈まちづくりのイメージ〉



観光資源を活かしたまちづくり

目標例：観光、交流、地域連携による地域づくり
指標例：宿泊者数[人/年]、地域来訪者[人/年] 等

事業例

- 観光交流センターの整備
- 観光ボランティアガイド
の充実支援 等



少子・高齢化に対応したまちづくり

目標例：誰もが安心・快適に暮らせる生活環境の創出
指標例：満足度[%]、バリアフリー化率[%] 等

事業例

- 子育て世代活動支援センター
の整備
- 歩行空間のバリアフリー化
- 地域優良賃貸住宅の整備
等



環境に配慮したまちづくり

目標例：水、緑の活用による環境負荷の低減
指標例：緑被率[%] 等

事業例

- 公園の整備
- 下水道の整備
- 市民花壇等による歩道修景
等



歴史・文化を活かしたまちづくり

目標例：歴史・文化資源の保全・活用による魅力の向上
指標例：地区への来街者数[人/年] 等

事業例

- 歴史的景観の整備
- 歴史的建造物を活用した
各種交流施設整備
- 電線類の地中化 等



アメニティ向上を目指したまちづくり

目標例：自然環境や地域資源を活かした魅力の向上
指標例：住民満足度[%] 等

事業例

- 道路の高質化
- 休憩施設の整備
- せせらぎ整備 等



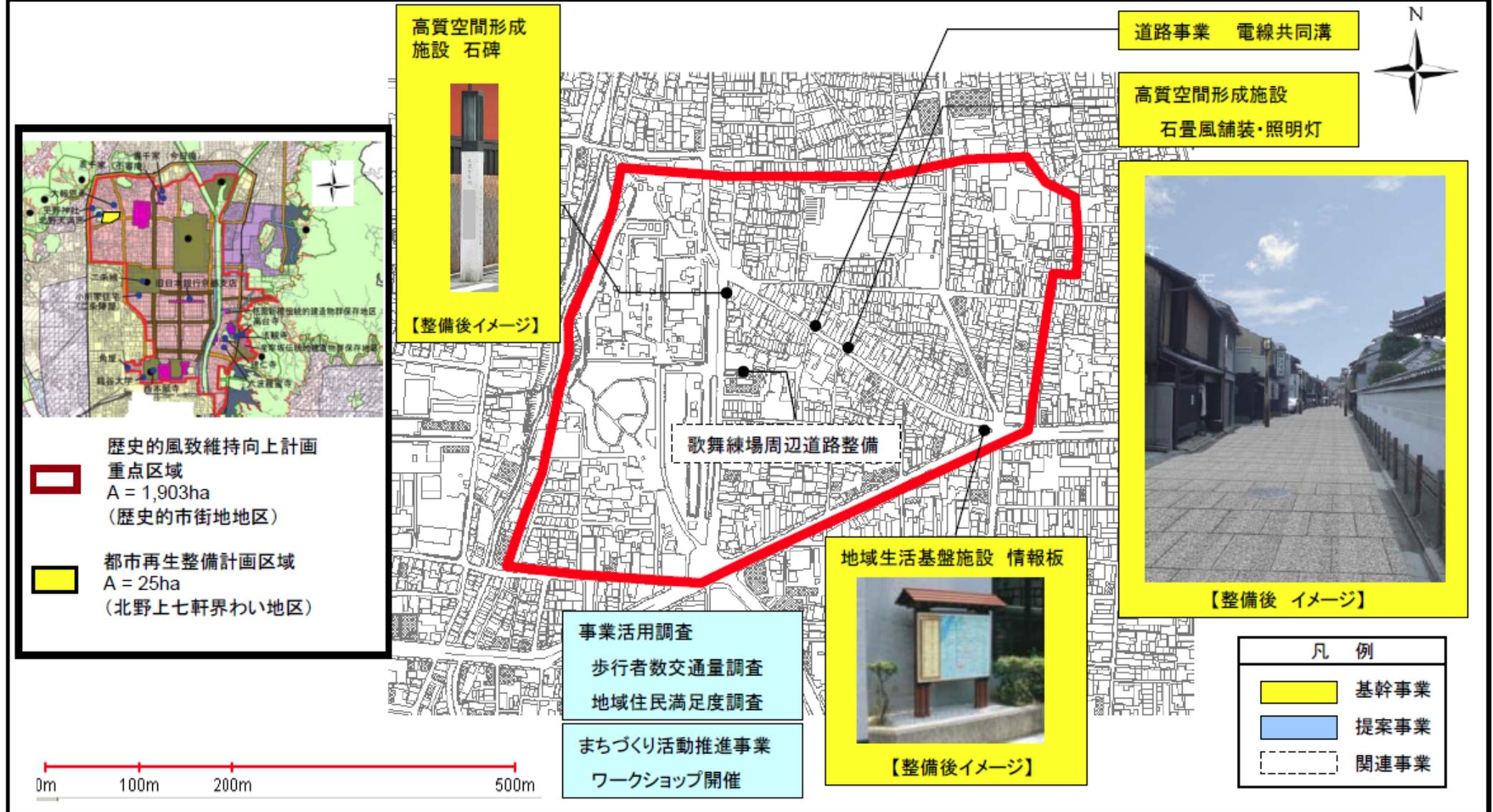
■高質空間形成施設

- 1 緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等)
- 2 電線類地下埋設施設(宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもの(電力管理者が負担する費用を除く。))
- 3 電柱電線類移設(宅地区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電柱電線類の移設であるもの(電力管理者が負担する費用を除く。))(ただし、当該移設が本表第6ただし書の全ての要件に該当する場合に限る。)
- 4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。)
- 5 歩行支援施設、障害者誘導施設等

電線共同溝法に基づくものは、道路付属物であるため、基幹事業【道路】に該当。
詳しくは、ご相談下さい。

北野上七軒界わい地区(京都府京都市) 整備方針概要図

目標	無電柱化事業・石畳風舗装・道路照明灯の設置等により、歴史的文化的特性を活かした景観整備を行い、都市観光の活性化を図るとともに、地域住民が安全・安心に暮らせるまちづくりを行う。	代表的な指標	上七軒通の歩行者数 (人)	1,250	(H21年度)	→	1,500	(H24年度)
			地域住民の景観に対する満足度 (景観が良いと思っている方の割合) (%)	20	(H21年度)	→	60	(H24年度)
			地域住民のワークショップ参加人数 (人)	10	(H21年度)	→	20	(H24年度)



北海道における活用事例(高質空間形成事業)

有明北盛通



【植樹柵、歩道部ブロック舗装(高質空間形成事業)】

- ・中心商店街の魅力向上を図るため、商店街道路の改良、修景等の整備。

(岩見沢駅周辺地区:岩見沢市)



【街路灯・案内サイン設置(高質空間形成事業)】

- ・絵本の里にふさわしい魅力的な景観づくりを目指し、大通り商店街に統一されたデザインの街路灯・案内サインを設置。

(自然石、ブロック舗装)(西部地区:函館市)

整備前



整備後



市道寺町二十間坂通

【道路グレードアップ事業(高質空間形成事業)】

- ・観光動線ともなる道路のグレードアップを行い、歴史的街並み景観の創出を図る。

(自然石、ブロック舗装)(西部地区:函館市)

道道士幌上士幌線



【照明・街路樹整備(高質空間形成事業)】

- ・交通環境の改善と心和む歩行環境を作るためのデザイン照明・街路樹の植栽

(上士幌市街地区:上士幌町)

北海道における活用事例(高質空間形成事業)

整備前



整備後(イメージ図)



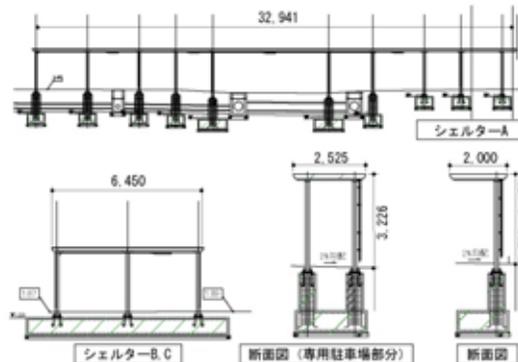
【植栽整備(高質空間形成事業)】

- ・植栽による景観向上
(洞爺湖温泉地区:洞爺湖町)

【駅前広場バスシェルター等整備 (高質空間形成事業)】

- ・稚内市の厳しい風雪に対応した
駅前広場内バスシェルターの整備
(稚内市中心市街地地区:稚内市)

配置平面図



【駅前広場内空間整備 (高質空間形成事業)】

- ・モニュメントや案内看板、緑陰を整備
(木古内町中心市街地地区:木古内町)

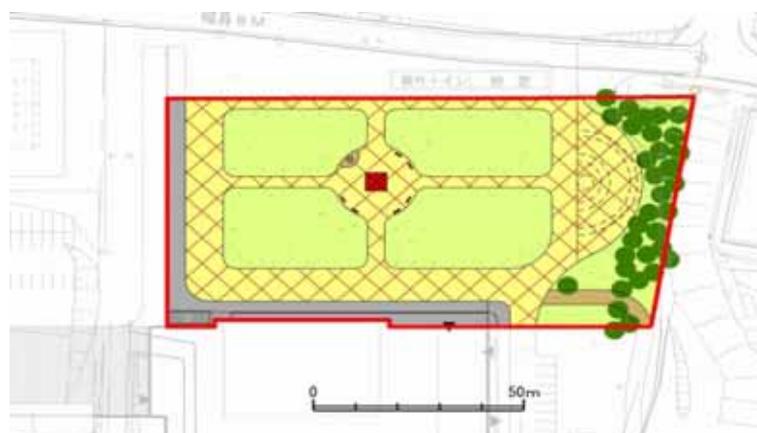
モニュメント兼案内標識整備イメージ



モニュメントイメージ



北海道における活用事例(高質空間形成事業)



モニュメント整備



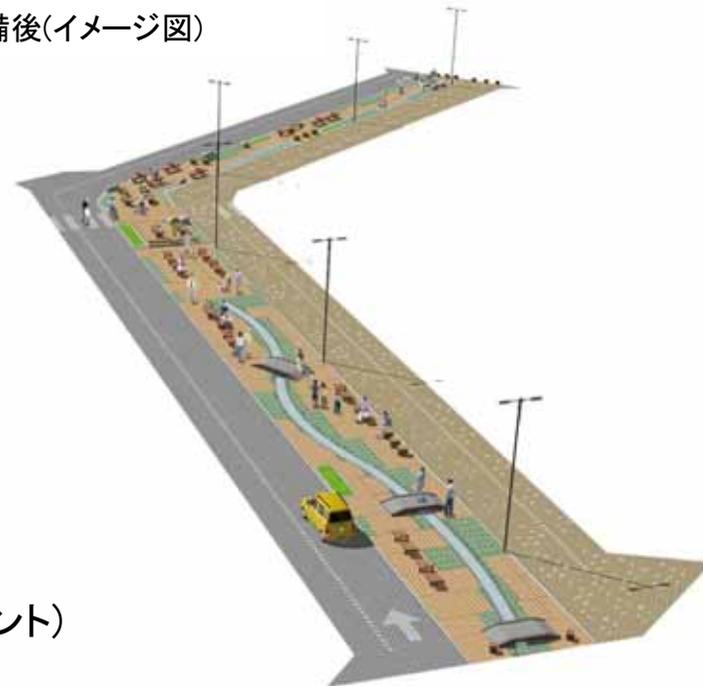
ソーラー照明(※整備イメージ)

【憩いの広場整備(高質空間形成事業)】

- ・町民の憩いの場を創出するため高質空間を整備。
災害時には一時避難地としても活用するため、街灯はソーラーシステムを採用。
(弟子屈市街地区: 弟子屈町)



整備後(イメージ図)



【無頭川モール整備事業(高質空間形成事業)】

- ・無頭川モールを軸とした高質空間の形成
(インターロッキングブロック舗装、ベンチ、せせらぎ水路、モニュメント)
(中心市街地地区: 富良野町)

北海道における活用事例(提案事業)



【町並み景観形成事業】

- ・街並みと景観等を考慮して商店がリニューアル
(剣淵市街地地区: 剣淵町)



【引込線埋設事業】

- ・景観阻害要素となる電柱から建物への引き込み線(電力線・電話回線)を埋設
(知床斜里駅周辺地区: 斜里町)

・斜里駅周辺及び野付町周辺における景観向上のため、電柱から建物への引き込み線(電力線・電話回線)を埋設する。
・電力線(北電線)埋設: 80箇所
・電話回線(NTT線)埋設: 80箇所



【商店街ファサード整備事業】

- ・商店街アーケードをサインとしても活用する
(なよろ地区: 名寄市)



【都市景観保全事業】

- ・都心部観光にとって重要で良好な景観を維持向上するため、外観等の機能強化工事を実施
(釧路川水際交流拠点地区: 釧路市)

(参考) 住民参加型まちづくりファンド支援業務

資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業の助成等を行う「まちづくりファンド」に対し、MINTO機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を図る業務。



■ 支援の対象となるまちづくりファンド支援業務の要件

次の「1」～「3」の全ての要件を満たす必要があります。

1. 次に該当するもののうち、地域住民、地元企業等によるまちづくり事業(※1)への助成等(※2)を行うもの。

- 公益信託
- 公益法人(財団法人又は社団法人)
- 市町村長が指定するNPO等の非営利法人(※3)
- 指定まちづくり会社(※4)
- 地方公共団体が設置する基金

2. 地方公共団体から当該まちづくりファンドに資金拠出(※5)が行われていること。

3. 住民・企業等から当該まちづくりファンドに資金拠出(※5)が既に行われ、又は、今後行われることが見込まれること。

なお、MINTO機構からの資金拠出時には、「1」～「3」の全ての要件を満たす必要がありますが、応募される時点では、要件を満たしていなくても構いません。

■ 支援の内容

MINTO機構の拠出金額の限度は、次の「1」～「3」のうち最も少ない金額となります。

1. 原則として2,000万円以内。ただし、まちづくりファンドの規模、助成等の対象等を考慮し、必要と認められる場合には、5,000万円まで拠出可能です。
2. 当該まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額(※5)
3. 当該まちづくりファンドの総資産額(※5)(MINTO機構拠出分を含む)の1/3

※2 助成等

助成等は指定まちづくり会社(※4)が自ら行うまちづくり事業への支出を含みます。なお、当該支出に当たっては、他事業同様公募し、外部委員等の審査・選定を経ることを前提とします。またMINTO機構の拠出金は、課税の有無を問わずまちづくり事業への助成等に使用いただきます。

※3 市町村長が指定するNPO等の非営利法人

市町村長が指定するNPO等の非営利法人とは、都市再生整備推進法人、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、防災街区整備推進機構等として指定された非営利法人をいいます。

※4 指定まちづくり会社

指定まちづくり会社とは、次の要件全てに適合するものをいいます。

- i. 都市再生整備推進法人として指定されたまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社
- ii. MINTO機構の拠出金並びに拠出対象事業及び当該事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を配当に充てないもの

※5 資金拠出、拠出金額及び総資産額

資金拠出、拠出金額及び総資産額は、まちづくりに資する助成等に使用する出資を含みます。

※1 まちづくり事業の例

(景観形成)

● 街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動など

(まちの魅力アップ)

● シンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備など

(伝統文化の継承・歴史的施設の保全)

● 伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修など

(観光振興)

● 観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置など

(安心安全なまちづくり)

- 防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置
- バリアフリー化のためのスロープの整備など

(その他)

● 交流拠点施設の整備など

*まちづくりに資することを目的とする事業に限ります。(本来、地方公共団体等が実施すべき事業を除きます。)

*調査費の助成やゴミ拾い活動、ワークショップの開催などソフト事業のみの活動は対象となりません。



町家再生による景観形成のまちづくり